

第 1 回定例会議事日程（第 4 号）

- 第 1 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について
- 第 2 議案第 4 号 いちき串木野市旭運動広場条例の制定について
- 第 3 議案第 2 0 号 指定管理者の指定について
- 第 4 国特予算議案第 3 号 平成 2 5 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 介特予算議案第 4 号 平成 2 5 年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 療特予算議案第 5 号 平成 2 5 年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 後特予算議案第 3 号 平成 2 5 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 議案第 8 号 いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 号 いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 公下水特予算議案第 4 号 平成 2 5 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 議案第 1 号 いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 2 号 いちき串木野市薩摩藩英国留学生記念館条例の制定について
- 第 1 3 議案第 3 号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 5 号 いちき串木野市公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 6 号 いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 6 議案第 7 号 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 0 号 指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について
- 第 2 0 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について
- 第 2 1 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について
- 第 2 3 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 1 8 号 指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 1 9 号 指定管理者の指定について
- 第 2 6 予算議案第 6 号 平成 2 5 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 7 予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市一般会計予算の訂正
- 第 2 8 国宿特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算の訂正
- 第 2 9 予算議案第 7 号 平成 2 5 年度いちき串木野市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 3 0 国宿特予算議案第 4 号 平成 2 5 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第 3 号）

- 第 3 1 議案第 2 1 号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 2 議案第 2 2 号 いちき串木野市自治基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 3 議案第 2 3 号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 議案第 2 4 号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 議案第 2 5 号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 6 議案第 2 6 号 いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 7 議案第 2 7 号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 8 議案第 2 8 号 いちき串木野市社会教育委員条例及びいちき串木野市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 9 議案第 2 9 号 戸崎漁港区域内の公有水面埋立てについて
- 第 4 0 議案第 3 0 号 市道の廃止及び認定について
- 第 4 1 予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市一般会計予算
- 第 4 2 簡水特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第 4 3 国特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第 4 4 公下水特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第 4 5 市場特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第 4 6 介特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第 4 7 国宿特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第 4 8 漁集排特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 4 9 療特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第 5 0 後特予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 1 水道予算議案第 1 号 平成 2 6 年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第 5 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	平川秀孝君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	教委総務課長	白井喜宣君
副市	長	石田信一君	市来支所長	吉田裕史君
教	長	有村孝君	消 防 長	深山龍朗君
育	長	前屋謙三君	水産商工観光課長	中村昭一郎君
総務課	長	田中和幸君	食のまち推進課長	中尾重美君
政 策 課	長	中屋謙治君	文化振興課長	紙屋直道君
財 政 課	長			

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第16号上程

○議長（下迫田良信君） まず日程第1、議案第16号指定管理者の指定についてを議題とします。

本案につきましては、地方自治法第117条の規定により、宇都耕平議員の退席を求めます。

[宇都耕平議員退席]

総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

○総務委員長（中村敏彦君） おはようございます。

総務委員会に付託されました平成25年度関係議案は、単行議案16件、予算議案1件、計17件であります。去る2月25日、委員会を開催し、審査が終了いたしました。

それでは、ただいま議題とされました議案第16号指定管理者の指定について、その審査の経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

本案は、川北交流センターの指定管理者を川北まちづくり協議会に指定しようとするもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとしようとするものであります。

本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第16号についての審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。し

たがって、本案は可決されました。

[宇都耕平議員入場着席]

△日程第2～日程第26

議案第4号～予算議案第6号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第2、議案第4号から日程第26、予算議案第6号までを一括して議題といたします。

初めに、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長東 育代君登壇]

○教育民生委員長（東 育代君） 私ども教育民生委員会に付託されました平成25年度関係議案は、単行議案2件、予算議案5件の計7件であります。去る2月26日に委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第4号いちき串木野市旭運動広場条例の制定についてであります。

本案は、市の運動広場として旭運動広場を管理するため、条例の整備を行おうとするものであります。説明によりますと、これまで日常の管理は旭地区まちづくり協議会が行っており、施設の修理保全については市とまちづくり協議会で連携して行っているとのことであります。

審査の中で、旭運動広場がつけられた経緯等について質したところ、平成5年3月に三井串木野鉦山から市に対し、造成した土地の寄贈を受けたことが始まりで、その後、平成6年ごろから4年連続で市が整備を行い、平成15年には照明設備を設置するなど運動広場としての整備を行ってきた。現在の利用状況については、運動広場としての利用のほか、学校行事や地区関係行事での駐車場としても利用しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号指定管理者の指定についてであります。

本案は、秀栄ドームの指定管理者として、フレンド宇都株式会社を引き続き指定しようとするもので

あります。指定管理者が行う業務内容は、施設利用の許可、利用料金の收受などの運営に関する業務のほか、施設の清掃業務などの維持管理に関する業務を行うもので、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としようとするものであります。

審査の中で、公募による応募団体数と再公募の状況について質したところ、応募団体数は1社とのことで、公募の状況については1回目の公募では応募団体がなく再公募を行ったところ、現在の指定管理者であるフレンド宇都株式会社から応募があったとの答弁であります。

また、指定管理の状況について質したところ、指定管理委託料は年額24万円とのことで、施設の利用状況については、ゲートボールとテニスで約5,000人、その他利用が約2,000人、合計で年間7,000人程度の利用があり、その使用料として30万円程度の収入があるとの答弁であります。

さらに委員から、人工芝の管理、台風などの強風時における風よけ等の管理、あわせて近隣住民への騒音等も十分に考慮しながら、適切な管理を求める意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入についてであります。

14款県支出金の衛生費県補助金は、海岸漂着物地域対策推進事業費で、海の日の海岸清掃で集めたごみの収集経費に対する県補助金であります。

次に、歳出についてであります。

3款民生費の障害者等福祉費は、障害者総合支援事業における制度改正に伴うシステム改修費92万円の計上で、改正の内容としては、共同生活介護ケアホームが共同生活援助グループホームに一元化されること、重度訪問介護の対象範囲が拡大されたことなどが主な改正とのことであります。

自立支援医療給付費は更生医療に係る費用で、生活保護世帯の方の心臓疾患手術が発生したため、343万1,000円を追加するものであります。

老人福祉費は、平成26年度で策定する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画のためのアンケート調査費用397万3,000円の減額であります。

審査の中で、アンケート調査の対象者数を8,500人から2,126人に変更した理由について質したところ、県の説明会で回収すべき件数が示されたとのことで、内訳としては、一般高齢者と若年者等がそれぞれ500人ずつ、在宅の要介護者が1,126人との答弁であります。

介護保険特別会計財政対策費は、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる3,794万8,000円の減額が主なるものであります。

児童運営費は、決算見込みによる減額であります。内訳として児童手当給付費では、延べ対象児童数が当初見込みより34人減少したことによる295万円の減額、母子生活支援施設措置費では、入所者がいなかったことによる減額であります。

生活保護費は、決算見込みによる扶助費1,722万3,000円の減額で、昨年8月からの基準額引き下げに伴う生活扶助の減額と、医療扶助の減額が主なるものであります。

4款衛生費の保健衛生総務費は、妊婦健康診査事業196万8,000円の減額と、不妊治療費助成事業53万円の減額が主なるものであります。不妊治療費助成事業では、当初見込み12名に対し、決算見込みが7名で、そのうち2名から母子手帳の申請がなされたとのことであります。

国民健康保険特別会計財政対策費は、保険基盤安定繰出金の増額が主なるものであります。

健康増進事業費は、がん検診等事業の決算見込みによる減額であります。

感染症予防費は、決算見込みによる減額、後期高齢者医療制度事業費は、保険基盤安定繰出金の減額が主なるものであります。

次に、10款教育費であります。

事務局費は、特認校生通学支援事業の決算見込みによる減額であります。

同じく教職員住宅管理費は、荒川小学校教頭住宅の工事費100万円の減額であります。当初は住宅を新築する計画であったが、公立学校共済組合の住宅

建設の融資制度が平成24年度で廃止されたため、新築から増築へ計画変更したことにより、造成工事費が不要となり減額することとあります。

審査の中で委員から、融資制度が廃止され財源確保が難しいことは十分に理解できるものの、裏山の地すべり等も心配されること、さらには子供を連れて赴任される先生方にしてみると非常に狭い住宅であることから、今後の増築工事の際は現地の確認を行い、実際に住む方々の御意見も参考にされるよう、意見が述べられたのであります。

教育振興費は、学校パソコン整備事業の事業費決定による減額であります。照島小学校と羽島小学校のパソコン65台の更新と、全小中学校教職員用パソコン200台の新規設置を行ったこととあります。

小学校費は、生福小学校と照島小学校の耐震補強及び大規模改造工事の工事費 2億600万円の計上が主なるものであります。

説明によりますと、生福小学校の耐震補強の内容としては、南校舎1階の南側と北側にそれぞれ1カ所ずつ鉄骨ブレースを設置するもので、これにより耐震基準のI s 値が0.63から0.83へ改善することとあります。大規模改造工事の内容としては、外部補修では屋上防水改修、外壁補修で、内部の改修では廊下間仕切りのサッシ化、床・壁等の補修及びかばん棚のつくりかえ、さらには照明器具やトイレの便器の取りかえなどを行う予定とあります。

照島小学校の耐震補強の内容としては、北校舎1階の南側と北側に、それぞれ1カ所ずつ鉄骨ブレースを設置するもので、これにより耐震基準のI s 値が0.63から0.98へ改善することとあります。大規模改造工事の内容としては、内部の改修として廊下間仕切りのサッシ化、照明器具やトイレ便器の取りかえなどを行うほか、合併浄化槽70人槽への改修も行うこととあります。

なお、今回の耐震補強工事により、平成26年度末の耐震化率は小学校で100%となり、小中学校全体では92.3%になるとあります。

審査の中で、生福小と照島小の工事費に大きな差がある理由について質したところ、生福小学校は耐

震補強工事の際に仮設校舎を設置して工事を行うことと、そのリース費用が含まれているとの答弁であります。また、耐震補強工事の済んでいない中学校はどこがあるのかと質したところ、残りは串木野西中と市来中とのことで、平成27年度の工事完了に向けて努力したいとの答弁であります。

幼稚園費は、私立幼稚園就園奨励費補助金の事業費決定に伴う減額であります。

社会教育費は、中央公民館、図書館、市民文化センターの屋根防水事業に係る工事費の計上であります。平成5年に改修を行い、20年以上が経過しており、劣化が激しく亀裂が走り、強風により一部剥がれている状況のため、早急に改修が必要とのことであります。

保健体育費の保健体育総務費は、甲子園高等学校野球大会出場補助金100万円の計上であります。審査の中で、補助金額を100万円に引き上げた根拠について質したところ、社会情勢や他地域の交付状況等を勘案し見直しをしたことと、マスメディアにも数多く取り上げられるなど、スポーツ振興にとどまらず本市のPRに大きく効果があることから、増額の見直しをしたとの答弁であります。

また、他のスポーツと比べ野球だけが特別扱いではないのかと質したところ、甲子園大会は全国的に国民の注目度が違い、各市別格の取り扱いをしている。我がまちを全国へ大きくPRしてくれること、昨年夏の尚志館高校出場に志布志市が200万円を支出していること等も鑑み、100万円の設定をした。今回の見直しで、他の競技についても、全国大会出場補助金の増額の見直しをしたとの答弁であります。

同じく保健体育費の体育施設費は、総合体育館備品購入費2,400万円の減額であります。

予算議案第6号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,648万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億3,253万6,000円とするものであ

ります。

まず、歳入について主なものを申し上げます。

5款療養給付費交付金5,469万3,000円の減額は、退職者医療制度に伴う社会保険診療報酬基金からの交付金で、前年度の退職者医療費の精算返納等に伴う交付金決定による減額であります。

7款共同事業交付金は、決算見込みによる3,795万7,000円の追加であります。

次に、歳出についてであります。

2款保険給付費の療養給付費は、退職被保険者数の減少に伴う決算見込みによる減額が主なるものであります。

同じく高額療養費は、一般被保険者分で高度な治療を必要とする方々の増加に伴う決算見込みによる増額が主なるものであります。

審査の中で、高額療養費における人工透析の患者数の推移について質したところ、平成23年8月からの1年間で46人、平成24年8月からの1年間では50人と4人増加している。特定健診等による早期発見を行うことで、人工透析になる手前で止めるよう対策を講じているとの答弁であります。

7款共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金の拠出額決定による1,832万2,000円の減額が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,530万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,523万8,000円とするものであります。

補正の内容としては、決算見込みによるもので、歳出においては、2款保険給付費2億5,624万5,000円の減額、5款基金積立金5,098万1,000円の追加が主なるものであります。

審査の中で、介護予防事業が減額となっている理由について質したところ、転倒予防教室について、年6回の計画に対して実際には7回実施したが、1

回当たりの委託料単価が減ったこと等により減額が生じたとのこととあります。参加者数については、本年度は119人で、前年度の94人と比較すると25人増えているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第5号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、利用者数の減により、歳入予算の財源を組み替えるものであります。歳入の1款事業収入は、障害児通所支援事業収入で296万3,000円減額、利用者負担金収入で5万円減額、2款繰入金は、一般会計繰入金で301万3,000円増額するものであります。

審査の中で、年間利用者数が当初見込みより367人減となった理由について質したところ、療育園が平成25年4月に栄町に移転した関係で、登録者数は前年度より増えたものの、これまで生福保育所に通いながら療育園にも通っていたいわゆる並行通園での利用が少なくなったことが利用者数の減につながったとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,101万3,000円とするものであります。

補正の主なる内容は、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金の増額で、被保険者保険料の決算見込みによる追加と、保険基盤安定負担金の減額によるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育民生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○2番（田中和矢君） ちょっとお尋ねしたいんですが、本市の小中学校の耐震工事が進み、子供たちの安全を確保するために非常にありがたいことだと思いますが、残り西中と市来中だけになったわけですが、先日の教育民生委員会を傍聴させていただきまして、その際、I s 値、詳しいことはわかりませんが、I s 値ということで、西中が0.47、市来中が0.67ということをお聞きしたように思います。

そこで、平成27年度中には両校も工事がされるというふうにはお伺いしていますが、この耐震工事をやりました順番、あるいは西中がI s 値でいえば0.47とかなり低いと思いました。優先順位の根拠等、何か理由があるものをお尋ねします。

○教育民生委員長（東 育代君） 優先順位の順番、根拠についての審査はいたしておりません。

○2番（田中和矢君） ちょっと聞き逃しましたが、済みませんが、時間をかけて、もう少し要点だけでいいですから教えていただけますか。

○教育民生委員長（東 育代君） 優先順位の順番についての審議はいたしておりません。

○2番（田中和矢君） これは委員長にお聞きするという形になるんですね。

○議長（下迫田良信君） 委員長報告に対する質疑ですから、委員長報告の内容について質疑をしてください。報告のないものには質疑はできませんので、御了承ください。

○2番（田中和矢君） わかりました。

それでは、それを聞き、委員長がわかりませんということであれば、どこにお聞きすればいいのでしょうか。

○議長（下迫田良信君） 田中議員、委員長報告の中で、残り西中と市来中については27年度工事完了を見込んでおるという委員長の報告はそれまでですから、そのことについて質疑を深めるのは結構ですが、その後はまた別な立場の中で質疑をしていただきたいと思えます。

○2番（田中和矢君） それでは、なるべく早くス

ムーズにやっていただきたいと思います。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） これより討論、採決に入りますが、予算議案第6号につきましては、3常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので御了承願います。

まず、議案第4号いちき串木野市旭運動広場条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、国特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起

立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第5号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第3号平成25年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

[産業建設委員長平石耕二君登壇]

○産業建設委員長（平石耕二君） 産業建設委員会に付託されました平成25年度関係議案は、単行議案2件、予算議案2件の計4件であります。去る2月27日、委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第8号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消費税法等の一部改正及びウッドタウン1棟2戸の完成等に伴い改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正は、配偶者暴力防止法に係る入居条件について、これまで夫婦や事実婚関係にある男女は保護の対象になっていたが、同居する交際相手も対象になったことによる改正、消費税の引き上げにより、市営住宅駐車場の使用料、1区画当たり月額800円から830円への改正、及び本年度完成するウッドタウン住宅1棟2戸の追加とのことであります。

審査の中で、市営住宅の入居者で自家用車を複数所有する世帯があると考えられるが、駐車場は十分確保されているのかと質したところ、今後、自家用車の所有台数を把握しながら、検討していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、針原公園を都市公園として追加するほか、消費税法等の一部改正に伴い、使用料を改定しようとするものであります。

説明によりますと、本年度、麓土地地区画整理事業区域内で完成した針原公園を都市公園として追加することとあります。

審査の中で、使用料の改定について、今回は消費税率の引き上げに対応した改定であるが、なぜ別表

の表区分が整理されているのかと質したところ、別表については、消費税非課税のものと外税方式のもの、内税方式のものが判別しやすくなるように、今回の改正に併せて整理を行ったとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）中、委員会付託分についてであります。

まず、4款衛生費の環境衛生費は、合併処理浄化槽設置整備補助金について、当初計画200基に対し、決算見込みが160基となったことによる1,921万円の減額であります。

委員の中から合併処理浄化槽については、さらなる啓発を図り、普及率を上げてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費の農業委員会費は、農地制度実施円滑化事業の補助金交付決定による減額であります。

農業振興費は、青年就農給付金の対象者が、当初計画に対し2名追加となったことによる補助金の追加と、農地集積協力金の支給に該当する農地集積がないことによる補助金の減額が主なるものであります。

審査の中で、新規就農者に対し、どのようなアドバイスを行っているのかと質したところ、青年就農給付金を支給する際に、順調に経営を行っているか実態を調査して経営指導を行うとともに、県の農業改良普及員や担い手育成協議会と連携しながら技術的な支援も行っているとの答弁であります。

水田営農対策費は、ジャンボタニシ駆除事業の事業費決定による減額と、焼酎麴用米交付金について、平成25年度産の主食用米価格が下落したことなどにより、市単独の補助金が不用になったことによる補助金の減額であります。

説明によりますと、ジャンボタニシ駆除事業における雇用者は6名で、平成25年2月から7月までに捕獲したジャンボタニシは3.8トンとのことであります。

審査の中で、ジャンボタニシの発生状況について、

農業者に対しリアルタイムで情報を提供できないかと質したところ、これまでも農家の方々が早い段階で対応できるよう発生ポイント等の情報を提供してきているが、必要であればマッピングして提供することも検討したいとの答弁であります。

土地改良事業費は、事業費決定等に伴う広域農道改良事業負担金の追加と、川南地区基盤整備事業費の減額が主なるものであります。

次に、林業振興費は、イノシシ・シカの有害鳥獣捕獲頭数増による補助金325万8,000円の追加のほか、事業者が事業内容等を検討した結果、要望を取り下げたことによる森林整備加速化・林業再生事業補助金2,350万円の減額が主なるものであります。

委員の中から有害鳥獣駆除について、近年特にカラスが異常発生していることなどから、狩猟期間中についても有害鳥獣捕獲指示を出せないか、県と協議してほしい旨の意見が述べられたのであります。

林道費は、県営林道舟川野下線開設事業について、市が支出する用地費、補償費の事業費決定に伴う減額であります。

治山費は、県が平成25年度に実施予定であった荒川地区公共治山事業が平成26年度実施予定となったことに伴う委託料の減額、冠岳外菌地区と薩摩山地区が県営県単治山事業に採択されたことによる負担金130万円の計上が主なるものであります。

次に、水産業振興費は、外来船誘致事業等3事業の決算見込みによる減額であります。

審査の中で、外来船誘致事業の活動状況について質したところ、甌島方面において、生産者や船主の方々に串木野市漁協での水揚げを依頼したり、宮崎方面において蓄養アジの出荷体制の強化を図るなどの活動を行っているとの答弁であります。

次に、7款商工費の商工振興費は、事業費決定等による市来駅周辺整備事業及びいきいきバス・いきいきタクシー運送業務委託料の減額、串木野駅から野下までの路線等に係る生活交通路線維持費補助金87万6,000円、串木野駅から土川までの路線等に係る地方バス市内路線維持費補助金865万9,000円の計上が主なるものであります。

次に、8款土木費の道路新設改良費は、荒川地区

における県営地方特定道路整備事業の負担金600万円の計上で、港湾建設費は、出入港の安全のため串木野新港沖防波堤灯台の移設に対する負担金の追加であります。

次に、都市計画総務費は、39路線の都市計画決定道路の見直し等に係る事業費決定に伴う委託料の減額が主なるものであります。

土地区画整理事業費は、事業費決定に伴う減額、公共下水道事業費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、公園事業費は、事業費決定に伴う総合運動公園整備事業費の減額であります。

次に、住宅管理費は、ウッドタウン4工区の4,500平方メートルを取得するための公有財産購入費2,996万1,000円の計上であります。

また、歳入において、19款諸収入1目雑入は、空港バスの運行に関する県からの補助金で、過年度分として受け入れた地方公共交通特別対策事業補助金260万2,000円の計上であります。

予算議案第6号中、委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

1款総務費で、消費税及び地方消費税の確定による減額、3款公債費は、平成24年度資金の実借入利率による償還利子の減額であります。

審査の中で、公共下水道の供用開始区域における未加入世帯の状況について質したところ、平成25年3月末現在で5,137世帯のうち768世帯が未加入であり、高齢者世帯や貸家については加入促進を図りづらい状況であるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから討論、採決に入ります。

まず、議案第8号いちき串木野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（発言する者あり）

○議長（下迫田良信君） 福田道代議員、よろしいですか。質疑は終結しておりますので、今回は、そういうことに従ってください。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号いちき串木野市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下田田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務委員長の報告を求めます。

〔総務委員長中村敏彦君登壇〕

○総務委員長（中村敏彦君） ただいま議題とされております議案につきまして、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第1号いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、本市の観光施策の充実と交流人口の拡大を図るため、平成26年4月から新たに観光交流課を設置するとともに、水産商工観光課を水産商工課に変更しようとするものであります。

審査の中で、商工観光課と水産港湾課を統合して2年で、新たに観光交流課を設ける理由について質したところ、水産港湾課の統合については、6次産業化の視点や課のスケールメリットを生かすという観点などから行き、活性化に努めてきた。今回の改正は、本市の人口が減少傾向にある中、まちを元気にしていくための対策として、交流人口をふやし、経済活性化が図れる観光振興を重要な課題と捉え、このような課題への対応と、また新たな観光マスタープランが実施段階に入っていくことや薩摩藩英国留学生記念館のオープンなど、新たな業務が加わることで分掌事務の拡大による組織の肥大化や硬直化を防止するために、観光部門を切り離し、水産と商工の実効性を高めることが狙いであるとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号いちき串木野市薩摩藩英国留学生記念館条例の制定についてであります。

本案は、薩摩藩英国留学生の渡欧の史実を顕彰し、その功績を伝承していくため、薩摩藩英国留学生記念館を新設し、その管理等必要な事項を定めようとするものであります。

説明によりますと、記念館のグランドオープンは、本年7月20日を予定しており、記念館の開館日や休館日、観覧料など必要な準備やPR等を行うため、今回提案したとのことであります。

また、指定管理の関係については、将来、全面的な指定管理者への移行も想定した規定となっているが、現在のところ展示館については市直営で、一部民間委託という形を考えているとのことでありませう。

なお、観覧料等の減免については、詳細は規則において規定し、市内の児童生徒等が教育課程に基づく学習活動として観覧する場合や、児童福祉施設等に入所または通所している方などが、教育・訓練などのために観覧する場合には無料にしたいとのことであります。

審査の中で、来館者の見込みと駐車場について質したところ、来館者は年間2万3,000人程度を目標にしており、駐車場については来館者の見込みから平日24台、週末75台ほどが必要ではないかと想定しており、記念館の駐車場以外に羽島交流センターや羽島ふれあい公園、光瀬港などを利用できないか調整していきたい。あわせてイベント等を計画する際には学校関係にも相談していきたいとの答弁であります。

また、記念館への職員の配置等について質したところ、記念館には4月から設置される観光交流課の職員2名と嘱託員2名の4名の配置を考えている。職員の資質向上にも取り組みながら、来館者への対応を考えた職員の配置等についても、十分検討していきたいとの答弁であります。

委員の中から、施設の運営に当たっては、施設が一過性のものとならないよう十分な対応、PR等に努めてもらいたい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、共生・協働のまちづくりを推進するための拠点施設として、これまでの15交流センターに加え上名交流センターを追加するほか、消費税法等の一部改正に伴い、使用料を改定しようとするものであります。

なお、勤労青少年ホームについては、上名交流センターへの用途変更のため、併せて廃止しようとするものであります。

審査の中で、勤労青少年ホームについては、早くから交流センターにしてほしいという強い要請があったが時間がかかった理由は何かと質したところ、施設利用者への説明や補助金を受けて建設された施設であったことから、国、県との調整などに時間を要した。住民からの要請については、今後もできるだけスピード感を持って対応していきたいとの答弁であります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号いちき串木野市公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公の施設に薩摩藩英国留学生記念館及び旭運動広場を追加し、勤労青少年ホームを廃止するため改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、今回の改正は消防法に基づく全国一律の改正であり、本市においては該当する規模の施設はないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、消費税法等の一部改正に伴い、関係する36の条例に係る使用料等を改定するとともに、条文の整備をしようとするものであります。

ちなみに、今回本定例会に提案されている消費税関連40件の条例改正に係る影響額は、総額で3,658万5,000円を見込んでいるとのことであります。

審査の中で、消費税の表示方式が水道手数料など一部外税方式になっている理由について質したところ、国は内税方式を基本に示しているが、外税方式

もやむを得ないとされている。本市の場合、これまで水道料金が外税方式とされていたこと等を勘案し、水道手数料等は外税方式としたとの答弁であります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号から議案第15号、及び議案第17号から議案第19号については、指定管理者の指定についてでありますので、一括して報告いたします。

これらの議案は、市内9カ所の交流センター及び川上ふれあい公園の指定管理者として、土川交流センターについては土川自治公民館を、その他の交流センターについては各地区のまちづくり協議会等に平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間、指定しようとするものであります。

審査の中で、これらの交流センターを指定管理してきた中で、管理運営において特に問題になったことはないかと質したところ、地域の方が管理するようになって、使いやすさの面などうまく運営されていると認識しているとの答弁であります。

議案第10号から議案第15号、及び議案第17号から議案第19号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第6号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,754万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億7,396万4,000円と定めるとともに、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

それでは、歳入の主なるものについて申し上げます。

まず、1款市税についてであります。

固定資産税1,156万2,000円の追加は、太陽光発電設備新設等に伴う償却資産の調定見込み増によるものであります。

次に、9款地方交付税についてであります。

地方交付税は、普通交付税1億2,709万2,000円の追加で、25年度普通交付税決定額の全てを計上することになるとのことであります。

次に、20款市債についてであります。

小学校施設整備事業債を追加するほか、事業費決定等による調整を行い、市債の総額を26億8,772万7,000円とするものであります。

なお、3月補正後の市債残高は213億9,729万7,000円で、交付税措置率60%、合併特例債の活用率は46%になるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費についてであります。

総務管理費のふるさと寄附金基金積立金210万円の計上は、県を経由しての寄附金60万円と市へ直接の寄附金150万円を基金に積み立てようとするものであります。

審査の中で、ふるさと納税寄附金の状況について質したところ、鹿児島県においては、県が窓口になって取り組まれているが、平成25年度県を経由しての寄附が24名、市への直接の寄附が14名になる見込みであるとの答弁であります。

また、寄附をされた方への対応について質したところ、昨年から多額の寄附をされた方については、金額に応じてお礼状とともに地元特産品の詰め合わせを贈呈しているとの答弁であります。

企画費430万円の減額は、食のまちづくり推進事業に係るアドバイザーの報償費及び旅費の決算見込みによる減額、共生協働推進費686万8,000円の減額は、まちづくり協議会に対する各種補助金等の決算見込みによる減額、選挙費1,313万6,000円の減額は、事業費決定による減額であります。

9款消防費278万5,000円の減額は、事業費決定による減額であります。

次に、第2条繰越明許費についてであります。

薩摩藩英国留学生記念館建設事業など、12事業10億1,730万1,000円について、翌年度に財源を繰り越して、執行しようとするため設定するものであります。

次に、第3条債務負担行為の補正についてであります。生福交流センターなどの指定管理等に係る期間と限度額の追加、変更をしようとするものであります。

次に、第4条地方債の補正についてであります。

地方債の補正は、緊急防災・減災事業債など事業費決定に伴い調整するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました平成25年度関係議案について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これより総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決に入ります。

まず、議案第1号いちき串木野市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号いちき串木野市薩摩藩英国留学生記念館条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起

立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号いちき串木野市公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号いちき串木野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、議案第11号指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

次に、予算議案第6号平成25年度いちき串木野一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をします。

本案に対する3常任委員長長の報告はいずれも可決であります。

本案は、3常任委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、3委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下迫田良信君） 起立多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

△日程第27及び日程第28

予算議案第1号の訂正及び国宿特予算議案第1号の訂正一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第27、予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算の訂正、及び日程第28、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算の訂正を一括して議題といたします。

市長に訂正の理由の説明を求めます。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 去る2月24日に提出いたしました予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算、及び国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算の2議案の訂正について、説明を申し上げます。

国民宿舎串木野さのさ荘及び吹上浜荘並びに市来

ふれあい温泉センターについては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、長引く景気低迷や東日本大震災などの影響により、極めて厳しい経営状況にあります。

国民宿舎は、本市の宿泊観光や地域経済にとって重要な施設であるとともに、多くの市民の雇用の場でもあることなどから、これまでも指定管理者納付金の支払い繰り延べなどを行ってきましたが、経営状況は一段と厳しさを増しております。このため緊急的な措置として、平成26年度に係る指定管理者納付金を見直す必要があると判断し、3施設に係る指定管理者納付金を3,400万円から基本額を500万円とし、これに剰余金の2分の1を加算した額に変更することとして、関係する2議案について訂正するものであります。

訂正の内容は、まず予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算において、歳入歳出予算の総額153億6,700万円を153億9,600万円に訂正するほか、第1表歳入歳出予算及び関連する歳入歳出予算事項別説明書を訂正するものであります。

次に、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算において、第1表歳入歳出予算及び関連する歳入歳出予算事項別明細書を訂正するものであります。

なお、2議案の訂正箇所につきましては、別紙のとおりであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、承認していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） お諮りします。まず、予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算の訂正の件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

次に、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算の訂正の件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。し

たがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第29及び日程第30

予算議案第7号及び国宿特予算
議案第4号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第29、予算議案第7号、及び日程第30、国宿特予算議案第4号を一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 今回、提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、予算議案第7号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億7,877万7,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、7款商工費で、国民宿舎等の電気料金負担増に係る国民宿舎特別会計への操出金の追加、歳入は17款繰入金で財政調整基金繰入金の追加であります。

次に、国宿特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入において財源調整を行うもので、2款繰入金で一般会計繰入金の追加、3款諸収入で電気料金の負担増に対する指定管理者納付金の減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これから質疑に入ります。

まず、予算議案第7号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、質疑はありませんか。

○6番（大六野一美君） 先日の一般質問でも触れましたが、いろいろと市民の強い反応があることを市長も御存じでしょうけれども、昨年も800万円の納付金の減額をして3,400万円とされました。今年はさらに、3,400万円から481万円の電気代と称して

減額をされようとしておられますが、基本的には国民宿舎だけの電気代が上がったんじゃないかと、あるいは福島の震災もみんな様に平等に影響が出ている事実を考えると、なし崩しに毎年こうして減額をすることが妥当ではないと思ってますし、同時に昨年800万円の減額をしてから今年こうなるまで、非常に当局として指定管理の人たちとのすり合わせというのかな、意思の疎通というのかな、全く感じられないんですね。

さきの12月の一般質問の中でも、同僚議員の一般質問の中での答弁は、納付すると言ったと、全く危機感のない状態での答弁でした。それが10日ぐらいしたら、申し出があって右往左往して、さきの1月の31日の全協でああいう説明。だから、もう少し、そういうもろもろをチェックする、行政も当然のことながら、3万の市民のために厳しいチェックをせないかんし、議会としてチェックできなかったところにも問題はありますが、まず副市長、そこんたいは去年の経緯があるんだから、しっかりと逐次、経営のあれをとりながらチェックをして、直近になってからのこういう対応で何もかも市民に理解をされる状態じゃないですよ。そこらはもう一度、担当としては副市長でしょうから、今までどういう形で指定管理者の経営者と意思疎通をしながら改善に向けて努力をされたのかをお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 一般質問におきましても、るるいろいろな御意見、御提言をいただきました。私としましては、提案された納付金を極端に変更することは、本当に好ましいことではないとももちろん思います。そういった念をもちろん思うのでありますが、きのう述べましたように苦渋の選択をさせていただいたところであります。

理由としまして、リーマンショックや天災による社会情勢の変動により赤字経営を強いられて、現在の納付金制度のもとでは経営を続けることが困難であるとの申し出がありました。このことを受けまして、私としては想定外の天災による社会情勢、経済状況は考慮に値するものではないだろうかと、このように判断し、指定管理者が現在まで最大限の努力をされて、また市内の他施設への誘客にも尽力され

るなど、市民団体の役員として地域活性化や各団体間の調整に尽力をされていること、それから、この施設は何といたしましても本市の一つの大きなシンボルであります。そういった面で、観光交流の拠点施設であり、市民生活の利便施設としても継続して運営をしていかなければならない重要な位置づけであると思っています。また、職員、パートを含む約90人の雇用がある地場企業の育成という観点からも運営してもらいたいと考えております。

このような理由で、冒頭に申し上げましたとおり、納付金を極端に変更することは好ましいことではないと思いますが、今申し上げましたとおり、るる申し上げましたとおり、変更するに当たって苦渋の選択をし、御提案を申し上げたところであります。

○6番（大六野一美君） 市長ね、非常に経営の悪化の状況が直近になって市当局としては把握をされておるように僕は感じるんですね。先ほども言いましたが、12月の一般質問でもおおむね問題はないような回答でありましたよね。それが10日後にはこういう状態だという全協での説明ですよ。だから、常々何で今年の800万円の納付金を減額をして、それ以降、チェックがされていないのかと。もう少し事前に把握をしていれば今ここでこういう状態にはなっていないはずなんです。ある意味では、行政の職務怠慢だというふうには私は思っていますし、それを厳しくチェックするのが我々の立場だと思っています。

だからそういう意味では、もう少し。今年の経緯があるわけですよ。800万円納付金を減額補正しなければいかんかった、この事実に基づいて、何でこの1年間、何も手を打たなかったのか。先ほど言いましたけれども電気代やらもろもろの条件というのはこれだけに係る問題じゃないんです。みんな平等にそれぞれ不利益をこうむりながら努力をされて、そして粛々と経営をされている。だから市長、僕はあそこをやめなさいということを行っているんじゃないんです。経営者として不適格だということを行っているんです。それは今年の、そういういろいろな過去5年の経営を振り返ってみても、あの数字を見ても一目瞭然です。だから、同僚議員からもあ

りましたように、市でとって再建をしながら、そしてまた渡していくということも一つの方法だというふうには思いますけれどね。何も経営再建できない人にいつまでもすすめるのか、その当局の思いが僕にはわかりませんが、再度、指定管理に出すなり、あるいは結婚式場ができるような整備をしてね、そういういろんな方法があるはずですよ。

だから、そういう意味では、継続していく上でどういう方法論がさのさ荘が一番いいのかということをお考えするときに、今の提案では市民の皆さん方には到底理解できる話ではない。一般質問の後もいろいろな人から電話が来ました。このごろさのさ荘はなっちよらんよと。やっぱりいろいろな思いをしながら市民の人たちは見ておられますんでね。それともう一つは、もし民間の施設だったら、あるいは自分の施設だったら同様の対応をされますか。それはなかなか難しい問題でしょうけれど、あそこを市民の福利厚生を含めた憩いの場とするのであれば、もう少し違った形での提案があつていいと私は思っています。

○市長（田畑誠一君） まず、先ほど電気料金のごとに触れられましたので、このことをまずお答えをしたいと思います。御承知のとおり、年度ごとの納付金につきましては、原則公募時の提案額としております。運営機関において、当初想定外の社会情勢、経済状況の変化があつた場合は十分に考慮することとし、指定管理者から申し出があつた場合は、協議の上、年度協定として納付金の額を設定することとしております。もちろん好ましいことではありません。

国民宿舎を運営するに当たり、光熱水費の占める割合は、人件費、食事材料費に次ぐ経費であり、施設の管理経費のうちでは約5割を占める高額の経費であります。私としては、電気料金の値上げ、消費税の増税は、当初想定外の社会情勢、経済情勢の変化として、十分に考慮するに値するものとして今回見直しを行おうとお願いをしている次第であります。

全体的な問題として、大六野議員からいろいろ御指摘、御提言がありますが、私も同感するところももちろんございます。ただ、この指定管理者に限ら

ず、私ども行政として全ての分野において、よりスリム化して市民にお応えをしなければならないという責務が大前提であります。そういった面を考慮したときに、民間でできることは民間にお任せをすることによって、行財政の改革につながる、つまりスリム化につながる。そして民間にお願いすることによって、雇用の場が生まれる、まちの活性化につながる。そういったことを期待をして私どもはいろいろな分野で指定管理のお願いをしたところであります。

このさのさ荘、国民宿舎吹上浜荘、温泉センターにつきましての今の御指摘につきましては、私どもも指導監督という立場からして、私どももやはり至らない点があったんじゃないかということ、みずから私どもも反省をしております。ただ、半面、指定管理者をお受けになられたフレンド宇都株式会社におかれまして、もう昨日の一般質問のときからお話を申し上げておりますように、本当にたび重なる天災に全国的に見舞われました。これはもちろんどこのまちもそうでありますけれども、とりわけきわめつきは3・11の大災害であります。

あれが起こった途端、まず私どもの職員の送別会も中止をいたしました。全ての歓送迎会も中止をしました。もちろんこれは全国ですが、市内全部自粛ムードになり、大変な打撃を受けられたと思います。そういった中であって、いろいろな、例えば大学の誘致活動とか、いろいろな努力をしてこられたことは、やはり評価すべきではないかと思っております。

また、市全体の中で、いろいろな役についておられて、まちの活性化全体について、いろいろ努力をされておられることは、これはお認めすべきだという判断に立って、引き続き運営をしていただきたい。当面は平成26年、緊急措置としてこういうお願いをして、私どもとして、26年度この1年間をかけて、両施設をどのような形にすべきかということを考えながら、次のステップへ進みたいというふうに考えております。

そういった面から、まさに議会の皆さん、さらにまた市民の皆さんにも大変申しわけないことでありますけれども、苦渋の選択として御提案を申し上げ

たところであります。

どうか御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○6番（大六野一美君） 何かこう、理解できない答弁なんですよ、市長。先ほど言いましたように、去年の経緯があって、この1年間、もう少し前で把握をしておられれば、対応もまた違った形になるでしょう。それが、くどいようですけども、昨年12月の同僚議員の一般質問には問題はないという答弁です。その後ですよ、この問題が出てきたのは。そこまで全く状態を把握されていない。そこに大きな問題があるというふうに私は思っていますがね。

昨年度も800万円減額補正したというのが事実としてあって、それを全く把握をしていない行政の怠慢というのはいかがなものでしょうか。僕はそう思います。もちろん議会としても厳しいチェックは必要ですけども。

去年あったんですよ。だからそれがこの1年間の間にチェックをされずに、去年の12月の末になってからこういうことでしょう。だから中間点あたりで確認をしておけば、もうちょっと事態は別な方向に展開をしていくであろうと思いますし、後がないからこの人に指定管理するしかないというのが市長の思いであり、答弁でしょう。もうちょっと早くわかっていれば、いろいろな方法ができたんですよ。だから、そういう思いを持ちながらの質問なんです。だから、こういう話は何度も、市民の皆さん方が理解をするような私たちは回答を持ち合わせていませんから、しっかりと市長にお話をいただいてね、この話はいけんなっちゃっとよと言われたら、こうですと。私の思いではありません、市長の答弁ですということ言わざるを得ない。だから、少なくとも市民に理解をされるような回答をください。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから申し上げておりますとおり、また大六野委員が御指摘をされることはよくわかります。私もよくわかります。また、御指摘のとおり、これまでの間に指導監督というのを怠ったのではないのかという、行政の怠慢じゃないかとおっしゃられれば甘んじて私もそう思っています。指導監督というのが至らなかったということ、

みずからも反省しております。

ただ、今この時期に来て、これまでの経緯をたどったときに、指定管理者をお受けになられたほうも、これは当然ですけれども、一生懸命努力をされたと思います。また、全く想定外の天災に相次いで襲われたと、見舞われたということもまた、少しは客観的にそういった面も私たちは評価すべきじゃないかと思えます。

とりあえずはともかくにもこの26年度、緊急避難的と申しますか、そういう措置として御提案をしたような形で、そしてまたこの1年間かけてどうあるべきかということ、両施設ですね、そのまま今のままでいくのか、片方あるいは宿泊施設みたいなことにするのかとか、そういったこと等を具体的に検討をして、次のステップに進みたいというふうに思っております。

先ほどから申し上げておりますとおり、責任者として、行政として、指導監督が不行き届きであったということは、本当に私自身そう思います。議会の皆さん、市民の皆さんに対して、大変申しわけないと思っております。ただ、一生懸命頑張られたと、そしてみずからの仕事だけではなくて、地域社会にも貢献しておられる、90人という雇用もある、そういったことを考えれば、この26年はこういう形で頑張ってもらおうということで御提案をしたわけがあります。

御理解をいただきたいと思えます。

○議長（下迫田良信君） ほかにいいですか。

（発言する者あり）

○議長（下迫田良信君） 発言に注意してください。

（発言する者あり）

○議長（下迫田良信君） 違います。それは、こういう大事な案件ですから、議案質疑の中で詰められるところは詰めて、そして委員会にしていくと。

いきますか。

○6番（大六野一美君） 大変申しわけないですけれども、市長、役員をすることは、まずわがれの本業でちゃんと努力をして、結果を出す、これが最優先です。私は、国民宿舎をやめなさいとは言っておりません。続けるとすれば雇用はおのずとついてくる

んです。

だから、ほかの周りの役員をすることも大事かもしれないけれど、わがれの本業である経営をまずちゃんとしてから、いろいろなことをするのは二の次でしょう。そういう悠長なことを言っていて、ことし1年で再建ができるんでしょうか。いろいろ不評ですよ、さのさも。先ほど言いましたけれども、このごろさのさはなっちょらんとかですね、いろいろな声が聞こえてきます。だからそういう意味では、行政がもうちょっと踏み込んだ形で、既に25年度、24年度の数字を見て。ここ何年かの数字を見れば、一目瞭然です。市長は頑張っておられるというけれど、頑張ればもう少し数字が出てくるはずなんです。何かしら方向が違うような気がしますね。

そういう市民の声を聞いていますので、しっかりと受けとめながら、どういう方法論がいいのか。私は、くどいようですが、施設をやめなさいとは言っておりません。彼は経営者ではない、だから経営のできる人をいろいろな方法を据えていくべきだろうという思いで今こういうことを言っていますので、善処方をよろしくお願いします。

○市長（田畑誠一君） このような事態になって大変申しわけないわけですが、したがって、私は市長と話をしているんじゃないと、これは市民の皆さんとあなたが話をしているんです。市民の皆さんに相談することなんです。ですから、御指摘をいただきました、例えばさのさ荘の対応の問題とか、まだいろいろありましたが、全部申し上げました。厳しく申し上げました。そして、市民の皆さん方のこれは言うなれば血税と一緒に。市民の皆さん方に相談をするんだから、みずからの身を削って、身をたださないことには相談はできませんよということでお話をいたしました。おっしゃるとおりです、よくわかりました、よくわかっております、協議をして重ねてまいりますということで、すぐ社長のほうから、翌々日ですか見えられて、まずみずからの給料は50%カットすると、役員は15%カットするという申し出でありました。そのような申し出を受けまして、先ほどから申し上げますとおり、全く好ましいことではないんです、本当に。ですが、もろもろ

の経過、客観的な状況とかいろいろなこと、本人の努力とか、また私たち自身が、私自身の指導力が、指導監督が不行き届きであったということも猛省をしながら、26年度はとりあえず緊急避難的にこのような形で御相談をしているところでもあります。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○9番（東 育代君） 私も昨年12月に一般質問でこの問題について取り上げた経緯がございますが、そのときにやはりこの支払方法とか、それから協定書等についての考え方というようなのをお聞きした経緯がございます。

そのときに、24年度につきましては、24年度の年度協定書の変更協定書で1年先送りした、26年3月までの本年度25年度の年度協定書については、25年度分を1期、2期に分けて通常の協定を結んでおりますと。それから、一応本年度につきましても年度内で申し出がありまして、分納という形をとっておりますが、計画どおりの納入であります、前年につきましても、指定管理者から指定までには納入するという返事をいただいているという答弁をいただいているんですが、現段階での納入状況というのはどのようになっているのか、そこら辺の数字をお示しいただきたいんです。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 24年度分につきましては、26年、本年の3月までということですよ。25年度分につきましては、今、吹上浜荘の分が480万円、それからさのさ荘の分が500万円納入されております。

○9番（東 育代君） 480万円と500万円ということで、3月までにじゃあ前年度の2,000万円と、それから本来ならば会計年度ということで、5月になるんでしょうかね、残りの分が。というようなことで、協定書ではこういうふういきちつとなっているのに、その後の協定書というのは、やはり話し合いの中でどんどん変えられることになっているのか、協定書についてお示しをいただきたいんですが。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 年度協定につきましては、その都度、両者間で協議して、変更できるようになっております。

それから、先ほど私が吹上浜荘は480万円と言

いましたが、すみません、420万円に訂正をお願いいたします。

それから、今現在につきましては、26年度についてはまだ3月6日ということで、期限が3月31日ですかね。それから25年度分につきましては、出納閉鎖の5月31日ということで、まだ納付期限は来ていないところでもあります。

協定書は、年度協定書はその都度変更することができます。

それから、もう1回、済みません、温泉センターのほうは280万円納入済みです。済みません。

○議長（下迫田良信君） 合わせて1,200万円だね。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） はい。

○9番（東 育代君） 協定書がそんなにどんどん変更するとなると、その協定書にかかわる協議会というんですか、メンバーというようなのをお聞きします。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 指定管理者から申し出がありましたら、我々、それから副市長を初め関係課で審議しまして、その対応について検討し、指定管理者に回答しております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

○17番（福田清宏君） この指定管理は、納付金の方式をとっているんですが、経常経費の一部である電気料金の負担ができるんですか。制度的にこれは可能なんですか。出されているから可能なんだろうけど。指定管理者の委託料とは違うんでしょう、この施設は。指定管理者の委託料の中の行為であるならばこういうこともあるでしょうけども、納付金方式の中で経常経費の一部を繰り出してやるという話は、指定管理制度の中にどんな形でうたわれているんでしょうか。私も少し勉強不足で、まだその条文までたどり着きませんので、あえてお聞きをいたします。

○総務課長（前屋謙三君） 納付金制度におきましてこういった納付額の変更についての制度的なことということで答弁させていただきますが、この指定管理者制度における納付金制度というのは、当然、利用料金制度の中で、収益が見込める、この分についての幾らかを納付金として納めていただくのが納付

金制度であります。そういった中では、当然収支というのが、基準額を設定する際に行政側で見込みを立てた上で、このぐらいいは納めていただけるであろうという基準額をお示しし公募して、それに対して業者が応募されるわけですが、指定管理が決定後に、当然5年間のスパンあるいは1年の運営においても、運営していく上で想定外、思いもよらなかったような事情というのが発生することはあり得るわけです。そういった中で、例えば市長のほうからお答えがありましたように、例えば経済的な変化あるいは社会情勢の変化、いろいろそういったことが経営上に影響があるというふうな要素があるとなれば、それは指定管理業者、指定管理者から申し出があれば、当然、行政としては、当事者ですので、当事者間の協議の上で認められるものについてはそれを勘案し、収益が当然バランスが当初の基準額とは狂ってくるわけですので、その辺を考慮した中で減額できると。そういった形でこの指定管理者制度における納付金の額の変更、あるいは払うほうの委託料についても、そういった協定の中でお互い協議をし、認められるものについては変更できる、そういった制度というふうにお考えいただきたいと思えます。

○17番（福田清宏君） 結果、納付金の減額であっても、その理由は経常経費の電気料の負担増に係る繰出金なんですよ。可能ですか、本当にこれが。今、答弁では触れられませんでしたけれど、本当に可能ですか。

それからもう一つ、さっきからスリム化とかいろいろなことを言いながら、民間でできることは民間でやっていただくという言葉がいっぱい出てきました。指定管理者を指定管理者制度に乗せるときの理由づけもそうでした。ですが、ここ数年の状況からもう既に、一所懸命努力はされているけれども厳しい経営をしているというのはおわかりじゃないですか。どうして市がそれをまた引き受けて、再建の道を選ばないんですか。私は理解できません。結果的に、言葉をかえれば、民間でできないことじゃないですか。どうしてできないことを市が指定管理に出すんですか。言葉が過ぎるかもしれませんが、

だけど数字的なものからそれはおわかりでしょう、大変厳しい経営だということは。どうして市が再度引き取ってという段取りをされないんでしょうか。その二つだけお伺いいたします。

○総務課長（前屋謙三君） まず1点目の電気代については、納付金に関して減額の理由になり得るかということかと思えます。当然、電気料金の値上げというもの、あるいは今回、補正のほうでも提案させていただきましたけれども消費税の問題、要はそういった経済あるいは社会的な現象に当然、電気料金の値上げが経営に影響するということは、当然考慮すべきものだというふうに考えているところでございます。

○副市長（石田信一君） 2点目の質問でございますけれども、納付金制度を活用しながらの今回の指定管理でございますが、この指定管理につきましては、指定管理者のほうからの申し出によって、さまざま、今るる説明しましたように納付金を納めることができるわけでございますが、この社について今回納付金の協議を行っております、この社が指定管理を引き受けないということを言っているわけではございません。納付金の協議をした中での今回の提案でございますので。前回御案内のように、さのさ荘につきましては指定管理者からの撤退の申し出がありました。それについてはそういった中で協議をして、1年間の次期指定管理までの間の期間として指定管理者が納付できる額を確定し、その中の剰余金について2分の1相当額ということの中で協議した結果が前回だというふうに御案内だと思いますけれど、今回については指定管理を続けていくということでございますので、そういった中で御理解いただきたいというふうに思っているところでございます。

○17番（福田清宏君） 電気料金はどうして明確に答えられないんですか。結果的には納付金減額というお話なんでしょうけれども、本当に電気料の負担増にかかわるものとしての拠出ができるんですか。繰り出しが。さっき言いましたように、指定管理者委託料の範疇にある指定管理者の場合は、それはありますよね。どうなんですかね。

それから次の二つ目の。かわいそうですよ、本当に。赤字を出している経営者に対して、みずからするからとってやらせているという話でしょう。だから、数字を見ながら、大変な経営されてるなどというのはわかるじゃないですか。電気料金だって、23年度と24年度は下がっているんですよ、もらっているデータでは。25年度がぼーんと上がったんですかね。どうなんですか。その数字はまだいただいけません。だから、もうこれ以上質問のしようがないんですよ。答えがないというふうに私は理解しませんが、電気料のことについては。

それから、次の民間でできることはという項は、引き受けないと言っているからそのままという、そんないい加減なことで市の施設を預かる当局としてどうなんですか。市長が旗頭になって、一緒になって市民総出でやればという思いがありますがね、私は。

もうこれ以上しても時間が経過するだけです、また委員会に付託もされていますので。だけど、議案質疑の中で明確な答えをいただけないというのは非常に残念です。

○副市長（石田信一君） そもそも指定管理者制度につきましては、先ほど来るる述べておりますけれども、納付金であれ、指定管理料であれ、制度的には変わっておりません。収支を見て、その中で収益施設については納付金という形の中での対応、その中で収支の中で、先ほど申し上げましたように、社会的な変動あるいは経済的な変化があった場合につきましては、指定管理者の申し出によって協議をするということになっておりますので、通常の契約とは違います。そういった中で、協議しながら決めていくというのがルールでございまして、経常経費の中の電気料金でございまして、光熱水費、それについても収支してそういう状況が見られたということで、今回補正をお願いしている状況でございます。そういったことで御理解いただきたいというふうに思っております。

○総務課長（前屋謙三君） 今の副市長の答弁に補足いたしますが、御質問の中に電気代に関して、委託料の形のものとは納付金のものとは何か違うよう

なことをおっしゃったような気がしますけれども、指定管理者制度の中では理屈は一緒なんです。納付金、指定管理者制度の中の利用料金制度というのがありますよね。例えば、交流センターなんかは、館を利用されれば当然、使用料を取って、収入があります。当然、使用料は指定管理者の収入として受け入れていただきます。そして経費と比較して、足りない分を委託料ということで出しているわけです。当然、電気代が今回のような値上げということで、経費のほうが増えて、収入が一緒であれば当然当初の額では予定していなかったということで、その差額を変更ということで増額して支払っている、これまでもそういった事例は幾つもあります。

そういった形で、この納付金の形の指定管理者については、利用料もおたくにあげますと、そういった同じような形の中で、支出とその利用料の収入を比べたときに利益が見込まれるといった形の、公の施設の管理についてはそのもうけの部分を一定の割合で市のほうに払ってくださいますということになるわけですが、当然、もうけ、市が公募する際の納付金の基準額を算定する際に、やはり収入・支出というのが算定根拠にあって、その中に今回みたいに途中で電気料の値上げがあったとすれば、その分は当然、当初設定した額を計算したことからすれば、当然、状況の変化を勘案し得るといったことで、今回この480万何がしの減額をしたいと。収入、支出の分で見えてあげるといって、すなわちそのことは差し引き納付額に影響するということで、今回の納付金の減額提案になるということで御理解いただきたいと思っております。

○市長（田畑誠一君） 先ほどから経営状態が悪いということはわかっているじゃないかと、大六野議員からもそういう御質問でありました。今、福田議員からもそうであります。そういった状況の中で、一言で言ったら、それでは指定管理者をお願いしたことは、それは結局破綻したんじゃないかと、ここで直営で一旦市が受けて、いろいろな角度から検討してみないかという御意見であります、それはまた一つの選択肢でもあろうかとは思っています。

ただ、この国民宿舎につきましては、指定管理者

に出す前から赤字でありました。だから行政の直営の方針でやって展望を開くのは難しい面があるかと思えます。まして、こういう御時世になって、そしてまた環境もそうですが、今度はいろいろな面で施設面でも市内、市外、充実したところもまたいっぱいあります。それが例えば、一つの結婚式の例だと思えますけれども、そういった状況もある中で、これから検討はしますけれども、果たしてこれまでの経緯も踏まえて、直営で今いい成績が上げられるだろうかというのは、とても疑問符がつくところがあります。もちろん努力しないといけないわけでありませぬ。

そういった中で、とりあえずは、先ほどからるる申し上げておりますように、いろいろな災害とか、それから景気の後退といった客観的な状況、それから本人も、当然ですけれども一生懸命努力をされて、地域社会にも貢献をしておられるということであって、続けたいという意向をお持ちですので、26年はとりあえず緊急避難的にこういう形をお願いをして、そして前の一般質問でも東育代議員でしたか、施設はこのままでいいのかという質問がたしかあったと記憶しておりますが、この1年かけて、両施設をどのような形で運用していくかということも含めて検討をし、議会の皆さん方の御意見などを賜って、御指導などを賜っていきたくと思っております。とりあえず、この26年度はここに至って、緊急避難的にこういった形で頑張ってもらいたいということで、手を差し伸べたいという思いであります。

こういった形で一生懸命、とにかくこの1年間頑張ってもらいたいということで御提案を申し上げますので、どうか御理解をお願いいたしたいと思えます。

○議長（下迫田良信君） ほかに。

○16番（宇都耕平君） 今までの市長の答弁を聞いておられますと、ぜひ市長の責任のもとに、市長もこっちも身を切って提案されておりますけれども、まだ経営者のほうの身の切り方がなっていないと思えます。ぜひ市長も、私の提言ですけれども、ぜひみずから給料を何%が減額していただけないでしょうか。そうであれば我々もします。本当に国民宿舎が

大事であれば、そういう形をとってもらいたいんですけども、市長はどのように考えておられますか。今までの考えで市長は、私のもとに責任がありますということをはっきりおっしゃったわけですから、そのことに関してはそういう形をとっていただきたいんですけど、どんなものですか。

○市長（田畑誠一君） 為政者として、責任者として、市民の皆さんに最大限の奉仕をして満足度を与えるというのが、そして将来の夢を抱かせるというのが、私の立場であります。また、議会の皆さんもそういう思いでいっぱいであられます。

私はこれまでも、あえてこういうお話を申し上げますが、市長就任以来、マニフェストにはうたっていないんですけど、そういうのが市長だという思いでおりましたので、就任以来、給料30%をカットして参りました。これまでの給料カット額は、全部で、何といえますか、全部合わせますと約3,200万円ぐらい給料カットをしてきていると思っております。

みずから姿勢を正せということでもありますので、そういった面で身を律することは、もちろんやぶさかではありませんけれども、いろいろな状況等も踏まえて、また判断をしまいたいと思っております。

○16番（宇都耕平君） みずからの判断でされるということをお聞きしたので、そのことには触れませんが、とにかくこれは前からの流れですけれども、我々は最初、さのさ荘の分だろうと思っておりました、はっきり言って。ほとんどの議員がそうだったと思うんです。発言がないんですよ、皆さんの。そして、その分が500万円と思っておりましたら、内容を見てみますと、合わせて500万円なんです。そういう全く甘ったれた形で、そういうのに流れが全部一緒の形。わかっているんですよ。当初予算の流れは一緒です。もう市長がそういう答弁の仕方だから私は言うんですよ。何でそういう形。我々も、私はこれはだまされたと、はっきり思います。ほかの議員も手を挙げて言わなんいかんと思います。それで私もみずから議員の報酬を下げますと言うわけですよ。そのくらいの覚悟がないと市民にはこの件は受け入れられません。

それとちまたで、はっきり言いますけれども、市長がお願いしているからしたんだというような言葉も聞きます、はっきり言ってですよ。聞いているんです。市長の答弁もそういうふうに私は受けるんですよ。向こうは開き直っているんですよ、はっきり言って。何でこんなに下げるんですか。ましてこういう形は私は到底受け入れられない。まして日置市は、私はこの前も質問をしたんですけれども、ああいう形でやっているじゃないですか。内容は、今の従業員を使って市みずからが乗り出せば、形はできてくると思うんです。本当に大事な施設であればですよ。大事な施設であれば。私は、そこを市長も強調されているようですので、そこを言っているんですけど、市長、どんなものですか。伺います。

○議長（下迫田良信君） 市長、補正についてだけ答弁いただいて。当初予算のほうは結構ですから。500万円じゃなくて、補正についてだけ。

○市長（田畑誠一君） 先ほど来申し上げておりますように、この国民宿舎というのは、温泉センターもそうでありますけれど、市の、私はいちき串木野市のシンボルだと思っています。それは市民の皆さんの憩いの場であり、市民の皆さんのまた、何といいますか夢を語る場といいますか、親睦を深める場といいますか、なくてはならない施設だということと考えております。だから、そういった面で、このまま潰してはいけないわけでありまして。したがって、さっきから申し上げておりますように、客観的な情勢とかいうものをいろいろ判断をして、ここは減額に、非常に苦渋の選択ですけれども、減額に値すると、緊急避難的のということで御相談を申し上げたところでありまして。

それから、給与カットとか何とか、そんなのは全く私はやぶさかではありません。議会の皆さんもやるならやります。

○議長（下迫田良信君） 宇都耕平議員、補正だけ質疑をしてください。

○16番（宇都耕平君） 今、市長から議会がやるならやりますということでしたので、またその件は議長に相談いたしまして。私は相談したいと思っておりますから、今市長もそういう言葉を投げかけられ

ましたから、私はそういうことで議長に相談したいと思っております。

あのですね、市長、私は、何回もくどいようですよけれども、何でこうなったかというのは本当、指定管理、私はずっとこういう納付、こういう形の指定管理は反対してきました。あのとき、小泉内閣のときの形ですよ。民でやれることは民でせい、官でやることは官でせいと、規制緩和が行われて、その弊害が今、地方にも来て、いろいろな形で子供たちにも波及して、問題が起こっていると。これは一般的なことを言いますけれども、そういう流れだと私は感じております。

であればあるほど、市長、シンボリックなものであるとおっしゃったわけですから、であればそうすべきだと。ほかの議員の方も思っているのではないですか。思っていないんですかね。質問をしてくださいよ、皆さん。そして、その結果を出したいと思っておりますけれども、そうであればあるほど、私はぜひ、とりあえず官で預かって、今従業員としておられる方を使って、頑張ってくださいと、これは大事なものですと、シンボリックなものなんですよと市長のすばらしい言葉でおっしゃれば、従業員の人もまた頑張って、何らかの形が見えてくると思うんですよ。

500万円というのは問題ですよ。これは補正でとおっしゃいますけれども、流れとしては、私はこれは市民に対して申し開きができませんで、後で議長に申し入れをしたいと思っております、我々のカットの件はですね。そういう気持ちです。

それともう1回言います。身を切って今年度は持ってきたということですよけれども、それだけきつかったのであれば、前年度までも自分たちの身を削っていたかという削っていないわけですよ。それは生活があるかもしれません。それは十二分わかりますけれど、民間経営者はそういう形で自分の身を削って、私も、私ごとですけれども、そういう形で土地を売ったりしてきました、はっきり言ってですね。それぐらいのあれがないのに、カットしてくれ、こうして電気料金が上がりました、こうでしたと。それはみんなそれで頑張ってきているわけですから、

そこはちゃんと身を正して言うべきだったと思うんですけども、市長、その件について。

それと、こういう形で遅くなった訂正とかいうのはおかしいんですね、はっきり言って。12月24日に市長に相談があったと。まだそのときは、我々は12月議会があったはずですよ。そのとき、また全協にでも来てははっきりおっしゃっていただければ、それなりの対応もできて、こういう訂正案、修正案、追加議案とかそういうのもなかったのかなという感じも受けるんですけど、その件に関しては市長はどのように思われますか。25年の12月24日に相談があったということを全協に上がってこられておっしゃっております。その件に関しては、どのように考えられていますか。こういうふうになる前にですよ。市長はそういう発言をされております。

○市長（田畑誠一君） 議会の皆さんの御意見、それから市民の皆さんのお考え、よくわかります。本当に好ましいことではない、もっと言ったらあってはならないと言っても過言でないです。本当に公の話でありますので、申しわけないと思っております。このような経緯をたどって、このような結果で今御相談をする形になったということは、先ほどから申し上げておりますように、私は市長として、私自身がやはり、これは指導監督が不行き届きであったと、これは猛省をしております。議会の皆さんはもちろんですが、市民の皆さんに申しわけないという思いでいっぱいあります。

こういう状況で、自分にそういった面で非があるわけでありまして、指定管理者を受けた当事者と言えはいいですか、経営者と言えはいいですか、その方は一生懸命努力をなさった、そういった中で、抗しがたい天災もあったということ等やらであります。その上で、苦しいけれど、やらせていただければやりたいという意向を持っておられますので、とりあえず議会の皆さんから指摘があるように、この両施設をどういう形で今後運営したらいいのかということ、この1年間かけて十分吟味をして、とりあえず26年だけは緊急避難的にこういったことでもお願いしたいということで、御相談をしております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

ここで皆さんお諮りしますが、この項を終えてから休憩をしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○3番（福田道代君） 私自身は、最近11月に議員になって、12月の議会から参加しておりますので、それまでの経緯は十分にはわからないんですけども、しかし、この国民宿舎の施設の収支状況というのが二転三転して資料が出ているという状況の中で、なかなか収入と収支の状況というのが具体的に見えないなということを感じたんです。その中で、どのような管理者というのか、給与の問題とかも全協の中で説明をさせていただいて、今カットということにもなっているんですけども、そのときに出された吹上浜荘とそしてさのさの利用状況というのが、23年度、24年度、25年度は完全に出ていなかったんですけども、比較対比して見てみたときに、市長が言われている一生懸命努力をされて、想定外の問題というか震災もあったということもその中には言われているんですけども、逆に23年度のほうが相当数の宴会があったりとか、利用料が高かったりとかという現象があるんです。その後に24年度は少なくなってきているというような実態もあるわけで、やはりここの中には、そういう意味では指定管理者の本当の意味での努力があるのかなと。

それ以前にここの国民宿舎の関係は、6億円というのか、そういう滞納があったり、それが実際3億円だったかもわからないとか、市民の方たちはいろいろとうわさをされておりましたけれども、そこを受けてやるということ自身は大変な実態だと思うんですけども、そこで本当にやっていくという上に立っては、市の具体的な、本当に管理というのか、やはりそれに対して具体的な支援が十分に行われなければならなかったんだろうなど、指導監督ということでいったらそうなんですけれども、必要だったんじゃないかなと思います。

そういう中で、今、そういうお金を本当に指定管理の方たちに出して、また十分な管理運営ができていくかっていうことでは、ちょっと納得ができないというのか、不安な状況があって、お金を投入して、

実際にそのことで市民の人たちがどういうふうな気持ちになるのかということが、ここでやはり、私たちは議員として、いろいろな市民の人たちに対して、十分に話せないなという気がするんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○副市長（石田信一君） 国民宿舎の指定管理の件についてでございますけれども、これにつきましては、平成17年度、地方自治法の改正に基づいて指定管理制度が導入されたわけでございますけれども、その間までは、さのさ荘におきましては企業会計という中で進んでおったわけでございます。先ほど市長が申し上げたとおりです。その企業会計の中においては赤字ということが言われておりました。というのは、その中には当然、減価償却ということがありますけれども、そういった中で数字でございます。これを特別会計に引き直すと、それについては応分の黒字、2,000万円から約3,000万円、平成11年度から19年度ですね、そういった中の黒字経営をしているという状況でございます。

一方、吹上浜荘につきましては、特別会計という中で、そういう同じような経営をしていたわけでございますけれども、そういったことを考えまして、当初は、収益としては、指定管理者はあくまでも公の施設ですが、市の所有でございますので、その中で特別会計の収支を見ますと黒字経営になるということに鑑みて、収支の中で3,000万円という数字を提示しながら指定管理を行ってきたわけでございます。

その中で、先ほどるる申し上げました社会情勢の変化とか、そういったものを鑑みて、その中で当初応募しましたさのさ荘については、指定管理者が撤退を申し出たと。その中で見直しを行いました。それで2,000万円という数字の見直しが行われたわけでございますけれども、それは指定管理後の収支の状況です。そういったものを勘案しながらやりました。

その後、再度また募集という中で、先ほど来、御指摘がございましたけれども、さらにさまざまな経済状況、あるいは社会情勢の変化に伴って収支が悪化したということに鑑みて、さらに800万円という基

準額の改定を行って、募集をしまして、今回管理を受けているという状況でございます。その中で再度また指定管理者のほうから申し出が出てきたと。これは先ほど宇都議員が申されておりましたように、12月の議会の最終日前に出されまして、それは協議の申し出です。その後、協議をしまして、今こういう時期に至っているわけでございまして、そういった中での取り組みとして、私どもは、先ほど来、市長が申し上げておりますように、緊急避難的に26年度については対応したいと。今回、補正の議案でございますので、その中においては、電気料金、これについて今話をしているわけでございますけれども、そういったものについては、当然、納付金の協議事項の中でも当然勘案するものと判断しておまして、こういった提案になっているところでございます。

○議長（下迫田良信君） 質疑も答弁も簡潔に願います。

○3番（福田道代君） 今、とりあえず26年度ということの、26年度の関係をまず1年を見るということでもいいわけですか。

○議長（下迫田良信君） 今、補正です。補正予算ですからね。よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんので、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時30分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、国宿特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありますか。

○13番（竹之内 勉君） 数字的なことで一つお尋ねいたします。全協でいただきました資料をもとに今回の補正で24年と25年の電気代の差額ということの計上かと思いますが、23年と24年の差額も数字を資料でいただいておりますけれども、このさのさ荘の伸びと吹上浜荘、温泉センター、これの伸びが全

然、3倍、4倍、違うんですが、ここは何か理由があるのかということが一つ。

それと、先ほど年度協定書の話が、課長のほうから答弁がございましたけれども、当事者間で当然、変更ができるということでありますが、通常であれば当初の年度協定、納付金については、大体通常であれば、1期目が10月かな納付は、2期目が4月というふうになろうかと思えますけれども、25年度の分は、その後の変更というのはどういう経緯があったのか。

それとさのさ荘の納付金ですが、24年度の分、これは3月まで完納ということですが、それに対しての返済計画ではありませんけれども、どういう形で位置づけをしてらっしゃったのか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 今の伸び率というのは電気料ということですね。

さのさ荘のほうでは、電気料の削減、これはLEDを導入しまして、その他いろいろな操作、そういったことで192万円ほど削減しております。吹上浜荘のほうは、やはりLEDも導入しておりますが、まだ導入の過程もあります、数の違いもありまして、マイナス30万9,000円という、こういった削減になっております。

25年度の納付金の件であります、当初、さのさ荘それから吹上浜荘、前期と後期とあります。その中で、さのさ荘につきましては前期分1,000万円、これにつきまして、10月28日に納期延期の申し出により、11月30日までに500万円、それから12月31日までに500万円ということで、11月30日までの500万円が11月28日に納付されております。それから吹上浜荘の分につきましては、前期分420万円、これが当初の納付期限であります10月31日までに納付されております。それから温泉センターにつきましても、前期分280万円、納期10月31日までに納付されております。

○13番（竹之内 勉君） いただいた資料で、電気代の差額ということで、今回のマイナスですよ、これが差額とそのまま考えておるんですが、23年から24年がさのさの場合192万1,000円、それが205万

7,000円という見方をしているんです。それと、吹上浜荘が30万9,000円。これはいただいた資料です、差額が。そうすると今回の三角は、141万9,000円というような格好で、温泉センターもそんなんですが、その差がLED等の差ということで、相当な電力のあれなのかなと。あとは所管の委員会でまたいろいろと審議をしていただきたいと思いますが、納付金のことですけれども、指定管理者につきましては、我々議会は、指定管理の指定をするときと、あとは決算だとか今回のような当初のときしかチェックはできないわけですよ。年度協定書、協約ですか、こういう形で当事者同士の協定が改定できるということは、それだけ執行部のほうも緊張感を持って責任を持って。先ほど変更が11月にあったと言われていましたが、ということは12月議会中にはもうそういう状況というのは把握されておったと。そしてまた、24年度分は24年度分で、普通民間であれば、返済計画等々を普通考えますよね。だから大変だというのは十分わかるわけで、そのあたりの危機管理といいますか、そういう意味でのチェックの仕方というのは、やっぱり甘かったんじゃないのかなという気がいたします。

今回、減額ということで非常にびりびりいたしませんけれども、これは利益がばんばん上がっていくという場合も一緒に、それが適正な納付金なのかということはまたそこでチェックをしないといけないわけで、ですからそういう意味での指定管理者に対するあり方というのが、どうだったのかなということを非常に感じるところです。そのあたり、あとそういう情報が市長のところまで風通しよく通じていたのかというのもまたあるのかなという気もいたします。あとは所管の委員会でいろいろと議論をしていただきたいと思いますが、電気代のそこはそういう理解でいいんでしょうかね。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 指定管理者から毎月の報告書をいただきまして、その後、また年に1回の行革本部会議でも状況をいろいろ話していただいたりしております。そういった中で、一応協議に入る前には、やはり申し出という形をとりまして、それで文書で出していただいてから協議に入

るものですから、若干状況把握できたときと、それから対応に対して若干時間があつたのが現実であります。

電気代につきましては、やはりLEDとか、それから小まめなスイッチ操作とか、いろいろそういった管理の中でも節約に努力された結果だと考えております。

○13番（竹之内 勉君） 課長の答弁では、さのさだけが一生懸命したように聞こえるんですが、あと吹上浜荘と温泉センターは余り小まめにしなかったのか。3倍ほど違いますよね、差が。4倍か。詳しいところはまた委員会のほうでお願いしたいと思っております。

それと、納付金のタイムラグの話はありますけれども、普通に前年度のやつも一緒に返さないといけないという状況の中で、執行部のほうの、何というんですか、緊張感というのか、何かまだ今、今度の議会にこういう提案が出る前に、もっと何か打つ手ができたんじゃないかなという気がいたします。そういうところもまた執行部のほうでもいろいろと議論を積み上げていただければと思います。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 電気料の節約、削減されている料金の差につきましては、施設自体の電気の数、量、そういったものが違いますので、節約された金額にもそれが反映されていると考えております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

なお、ただいま議題となっている議案の付託については、一時保留いたしますので御了承願います。

△日程第31～日程第51

議案第21号～水道予算議案第1号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第31、議案第21号から日程第51、水道予算議案第1号までを一括して議題とします。

これから質疑に入ります。

まず、議案第21号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号いちき串木野市自治基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

○8番（楢山四夫君） 先日お伺いしたところでは、平成18年度の給与構造改革に伴う経過措置額を廃止するというので、経過措置がなくなるということにおいて、どれだけの影響がありそうですか。

○総務課長（前屋謙三君） まずこの廃止に伴いまして影響を受ける職員数としましては、24名おります。この24名分に伴います影響額といたしましては、給与、共済費、引き当て等を含めまして、年間185万3,000円が減ということになります。

○8番（楢山四夫君） 率にしてどれだけになりそうですか。率、パーセントで。率にして。その人の率にした場合。

○総務課長（前屋謙三君） 率ということでの御質問ですが、率という形では試算はしておりません。影響を受ける者の中で一番大きな影響額としましては、1人当たり月額8,900円減額される職員がおりますし、また最低といえますか、影響を受ける者でも一番小さい者は、月488円の減額といった状況がございまして、平均しますと月4,002円の影響額と。月額ですね。そういった数字になります。

○8番（楢山四夫君） この24名の職員については、理解をされているようですか。

○総務課長（前屋謙三君） この件につきましては、職員組合とも妥結をいたしておりまして、職員のほうにも周知しているところでございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第24号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号いちき串木野市社会教育委員条例及びいちき串木野市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号戸崎漁港区域内の公有水面埋立について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号市道の廃止及び認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算について、質疑はありませんか。

○16番（宇都耕平君） 当初予算の概要の中で聞きます。

後からくいやったとの訂正文の中に載っておりまして7款の商工費で、市長は今回、国民宿舍のあり方をどうしようかということで、ここに500万円という高額なお金を出しておられますけれども、この根拠としてどういう形で500万円という予算がついたのか。

それと同じく4ページで、10款教育費の中で、我々は議長には全協で話をしたんですけれども、こういう形でNHKの「のど自慢」が、新体育館ができて、これは本当に喜ばしいことです、市長。我々もそれを早く知りたかったです。その件を議長に申し入れをしたところが、そういうことだと、今どこかでか話があってこうこうこうでしたという流れを我々におっしゃったんですけれど、我々も市民の代表として早く知りたくて、皆さんにもこうして6月8日、日曜日にいちき串木野市でもNHKの「のど自慢」大会があるよと、カラオケ得意な人は出たらどうかと。私も飲み屋をやっておりますので、皆さんにもそういうふうに勧めたかっただけなんですけれども、どのような形にこの内容はなっていますか。

それとここに「NHKのど自慢」誘致事業550万円という金額が計上されております。この内容を示していただきたいと思います。以上2件です。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） この国民宿舍継続利用等調査事業、これにつきましては、両施設の今後のあり方、そういったものを調査するために、現況整理やそれから事業性の検討として、2施設の役割分担及び差別化、連携による需要見込みの検討、それから吹上浜荘の利活用のパターンによる検討、こういったものを調査していきたいと考えております。

○文化振興課長（紙屋直道君） このNHKの「のど自慢」についてですが、昨年完成いたしました、いちき串木野市総合体育館の落成記念の事業の一環として誘致するというにいたしております。これにつきましては、今、議員のほうでお述べになりましたとおり、旧市来町では昭和35年に旧市来町の町制30周年記念として、「のど自慢素人演芸会」として開催されて、私どもの記録を見る範囲内におきましては、それ以降、本市においては開催されてい

ないところであるようであります。

また、この事業費につきましては、今回体育館で開催するというので、体育館で開催するに当たりまして、体育館の舞台の設置、それから照明バトンそれらの足場等、そういったもろもろの経費を計上させていただいているところでもあります。

○16番（宇都耕平君） 国民宿舎の調査費500万円ということは、いろいろ2つの施設のこれからのありようをどうするかと、この前、市長も内容的なことをおっしゃったんですけども、これはまたコンサルティングに頼むんですか。私は、コンサルタントというのは、絵を描いて机上の論理でいろいろなことを、それは専門ですからつくり上げてきます。それよりも地に足のついた皆さんの形を、市民からとかいろいろと抽出されまして、一つ、皆さんと我々議会も交えて、検討委員会というのでも立ち上げて一つやってもらいたいという願いがあるんですけども、どんなものかですね。

それと、文化振興課長のほうから答弁がありましたけれども、舞台とかいろいろ、私も立派な体育館の落成式にも行きまして、あの舞台を見て、体育館には舞台は必要はないということは承知ですけども、それぞれの形で舞台はどこでもついております。見たときに非常にあの大きな体育館の中での舞台の形はアンバランスなような感じを受けました。非常に狭いんです。だから、こんなにたくさんお金が要るのかなと私は感じるんですけど。皆さんはどう感じられたかわかりませんが、あと1間ずつこちらに広げれば、すばらしい舞台装置もできたのではないかと。体育館には舞台は必要ないとおっしゃるかもしれませんが、私はやはりああいうのには舞台も必要、いろいろなものを催し、これから交流人口増等のいろいろなことをおっしゃっておりますので、いろいろな形で催し物も、また人数を入れるときはあそこが一番いいですから、ああいう舞台はやはり立派なのを最初につくらないといけません。本当は、私はつくるのであれば、サブアリーナも必要だったということは思っているんですけども、私は体育館に関しては反対しておりますから、それは余計なことかもしれませんが

も、あの舞台の形はアンバランスだと私は感じて、こういう舞台装置のために500万円も要るのかなと感じるんですけど、そこらの件はどんなものですか。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 国民宿舎継続利用等調査、これにつきましては、やはり専門家の目でいろいろなことを見ていただいて判断していただく、この方法が一番いいんじゃないかと考えております。現況調査、現況整理の中におきましても、建物とかそれから利用状況、活動状況、収支概要、そういった専門的なもの、プラス施設につきましてもいろいろな専門的な要素が出てきますので、専門家の診断した調査結果、それに基づいた利用法を考えたほうが良いと考えております。

○文化振興課長（紙屋直道君） 体育館の舞台ですが、私が聞いているところでは、体育館の舞台については、一応つくるときにはいろいろな大会の本部席が設けられる程度につくられたというふうに聞いているところです。それから「のど自慢」の場合に、ステージにつきましては開催の条件と申すか、誘致するに当たっての条件が、間口が10間、それから奥行きが8間ということで、メートルでいいますと、間口が約18メートル、それから奥行きが約14.4メートルということで、非常に大きな舞台になるというようなことでもあります。

それでこれにつきましては、現在あります文化センターあるいは市来アクアホールの舞台でもなかなか誘致ができないという状況であります。そういったことで、今回誘致するに当たりまして、今回仮設の舞台をつくる必要がありますし、またそれに付随したいろいろな下のほうのマットとか、いろいろな装備をする必要があります。予算を計上させていただいているところでもあります。

○16番（宇都耕平君） 専門家を必要とすると。その専門家に幾ら払うのかですね。専門家も専門家、本当、ここにおいやつとじゃないわけですよ。コンサルタントの人は専門ですから、いろいろ餅の絵を描くわけですよ。絵の餅にならないようにしたいと私は考えるんです。そいよっか、地元にいる人の中で、みんな立派な人たちがおいやつわけですから、

その人たちを抽出して皆さんと論議して、まして地元の大事な施設であれば、本当に煩惱があって皆さんの声が上がると思うんですけれども、幾らでそういう形で専門家に頼むのか。

それと舞台装置も初めて聞きました。相当な広さですね。我々はずっと、NHKの「のど自慢」はおもしろいものですから、日曜日は楽しみで見えています。その中で、ああいう形で、先ほど課長がおっしゃったように、昔、それこそあの市来の中学校の体育館ができたときの「のど自慢」でした。私もまだそのときは、小学校に上がっていたと思えますけれども、そのときに出て、ああ、おもしろかねと見た経緯があるんですよ。あのときあそこの中でできたわけなんですけれども、時代が違うのかなと感じるんですけれども。

それと体育館です。どのような形で、それこそ板が非常に、座るのか腰かけるのか、そこら辺もあって、こういうお金も出てきたと思うんです。こういう500万円と。それはもう全国的に500万円PRをするというのは安いものですから、私はいいことだと本当に思います。しかし、体育館が荒れないように、そこはぴしゃっと考えておられると思うんですけれども、どのような形でされるのか。その中で恐らくこのお金が要ると思うんですけれども、そういう対処はどのようにお考えですか。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 予算につきましては、この表にありますように500万円予算を組んであります。調査業務委託の中で、そういった方々の調査、そういった資料をもとに、またワークショップ形式の会議も3回ほど開催することを予定しております。とにかく現況調査、実際のいろいろな利用状況にしても収支状況にしましても、周辺の状況、ましてやこの調査項目の中には、また施設の建てかえをした場合の条件とかいろいろな工事費の算定とか、そういった事業費の事業性の検討、また、もし民間企業等に施設を売却した場合とかいろいろな専門的な要素があります。ですからこういったもののしっかりとした数値をもって、またその後の利用については市民の皆様とかいろいろな方々の意見をお聞きして、やっていきたいと考えております。

○文化振興課長（紙屋直道君） 体育館の床のほうですが、今お述べになったとおり、床につきましては養生シートを張りまして、その上に剥げないようにテープを張りまして、その上を土足で上がるということでございますので、そういった処置をいたします。それから、廊下といいますか、外のトイレのほうにも、そういったことでシートを張るというようなことでしております。

それから、椅子につきましては、椅子を一応今のところ大体1,000席程度並べるというようなことで想定しているところであります。そして並べてそこで見ていただくというようなことで、そういった座席の設置等も含まれているということでございます。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

中里議員、発言ですが、できれば予算書の中でページを言っていただければいいんですが。どっちですか。概要ですか。

○12番（中里純人君） 詳細は予算委員会で聞くべきことなんですが、ちょっと考え方について伺います。

種子島周辺漁業対策事業補助金のことなんですが、今回、串木野漁協がマグロレストランを建設、そして運営されるということで補助金が計上されているわけですが、食のまちづくり条例が施行されまして、平成23年の基本計画の中で食のまちのシンボルとなる拠点施設整備の促進ということが挙げられているわけです。この拠点施設は民設民営で整備されると伺っているわけですが、今回、公的な団体である串木野市漁協が、事業費1億939万3,000円、そのうちの県が75%、市が18.75%、串木野市漁協が6.25%で、民設とはいえ93.75%が補助で串木野市漁協は684万円の負担となるわけでございます。今回の整備は民設民営ということで、私の理解によりますと、民間が建設して、管理運営まで民間がすると理解しているわけですが、今回、市が負担するというところで、2,000万円ぐらい負担するというところで、私が理解しているとおりでありますと、市のほうに管理運営まで責任が出てくるんじゃないかと。

先ほども国民宿舎の問題とかありましたが、最終的な責任も市もその負担によって生じるんじゃない

かというような懸念がありますし、また所有権とかの問題も負担することによって発生してくるんじゃないかと。そういうようなことで、私の理解がちょっと違っているかもわかりませんが、民設民営について伺います。

○食のまち推進課長（中尾重美君） ただいま種子島周辺漁業対策事業の関係で御質問がございました。食のまちづくり基本計画の取り組みの一つに、食のまちのシンボルとなる拠点施設の整備というのを掲げております。今おっしゃいましたように、その中でレストラン、それと物産館、研修施設、総合観光案内所というのを、前回も一般質問のほうでもお答えいたしましたように、民設民営と公設ということで、今おっしゃいましたように、レストランと物産館については、民設民営で行うこととしております。それから総合観光案内所、研修所につきましては公設で、委託についてはまた今後考える、そういうことで考えております。

したがってレストランについては、現在のところ、串木野市漁協のほうで建設運営するというところで御理解ください。あくまでも事業主体は串木野市漁協です。土地は市有地を借りて、建物は漁協の持ち物ということになります、所有権は。将来もずっと漁協のほうで運営していくということになります。

○議長（下迫田良信君） 所有権も漁協ですか。

○食のまち推進課長（中尾重美君） はい。所有権はあくまでも漁協のほうの荷さばき施設等と同じ形になります。

○12番（中里純人君） 所有権と管理運営全て漁協に属するというございですが、この取り組みに際しまして、整備の是非とか施設の内容、運営方法等は、食事等提供する事業者、団体と検討協議するというに今なっているわけですが、私が考えましたのは、市が負担するというので、既存のレストランとか市内の地元飲食店、そこらに影響が出てくるんじゃないかと、オーバーストアでパイの奪い合いになってくるような事態になるんじゃないかと危惧しているわけですが、市がそういう負担をするということで、地元の民間経営を圧迫することに

なるんじゃないかという懸念があるものですから、そこら辺を伺います。

○水産商工観光課長（中村昭一郎君） 今回のこのレストランにつきましては、先ほどから申ししておりますように、串木野市漁協が事業主体として、串木野市漁協の管理のもとに運営されていきます。今までいいますと照島海の駅、あれと一緒に、島平漁協がつくって島平漁協が管理運営していくといった形です。ただ場所が今回の構想の場所につくったほうが効果的であるといったことで場所がちょっと離れておりますが、この施設につきましては、今民間のほうでもまぐろの館というのもできております。やはりそういったことで、マグロのまち、そういったものをアピールするに当たっても、食する場所がたくさんできることによって、またたくさんの方に来ていただける、そういった相乗効果が期待できると考えています。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（下迫田良信君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、簡水特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、国特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、公下水特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、市場特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、介特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、漁集排特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、療特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、後特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、水道予算議案第1号平成26年度いちき串木野市水道事業会計予算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案のうち、予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。し

たがって、予算議案第1号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、ただいま議題となっている予算議案第1号を除く議案の付託については一時保留をいたしますので、御了承ください。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時18分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の付託先につきましては、保留いたしておりましたが、ただいま議題となっております議案については、さきに保留いたしておりました補正予算議案2件とあわせて、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表ナンバー2のとおり、それぞれの所管の常任委員会及び特別委員会に付託します。

なお、休憩中に予算審査特別委員会を開催し、予算審査特別委員会委員長に西中間義徳議員が、副委員長に中里純人議員が選任されましたので、報告をいたします。

△日程第52 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第52、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届けを締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りをいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数を報告することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は18人です。

これから投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱確認〕

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔局長補佐氏名を点呼・各議員投票〕

- 1 番 松 崎 幹 夫 議員
- 2 番 田 中 和 矢 議員
- 3 番 福 田 道 代 議員
- 4 番 平 石 耕 二 議員

- 5 番 西中間 義 徳 議員
- 6 番 大六野 一 美 議員
- 7 番 中 村 敏 彦 議員
- 8 番 楮 山 四 夫 議員
- 9 番 東 育 代 議員
- 10番 濱 田 尚 議員
- 11番 西別府 治 議員
- 12番 中 里 純 人 議員
- 13番 竹之内 勉 議員
- 14番 寺 師 和 男 議員
- 15番 原 口 政 敏 議員
- 16番 宇 都 耕 平 議員
- 17番 福 田 清 宏 議員
- 18番 下迫田 良 信 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に原口政敏議員、宇都耕平議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（下迫田良信君） 選挙の結果を報告します。投票総数18票。

これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

堅山清隆候補 1票

下迫田良信候補 17票

以上のおりです。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日はこれで散会をいたします。

散会 午後2時28分